

# 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

### a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）

当社は、清掃・設備事業者等の取引先と中長期的な関係を構築し、価格や納期について相互に無理のない条件で協議することで、共存共栄を図ります。

### d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

当社は、宿泊施設への太陽光発電・蓄電池・高効率設備の導入等を通じてエネルギー使用量とCO<sub>2</sub>排出の削減を進めるとともに、取引先にも省エネ・脱炭素の取組を働きかけます。

### e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

当社は、清掃スタッフの勤務時間を主に10～15時とするなど、子育て世代やシニア層が無理なく働けるシフト設計に努め、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりを進めます。

### f. BCP/事業継続（取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言 等）

当社は、災害時等においても取引の継続性を確保できるよう、取引先との連絡体制や供給・調達の代替手段の検討を進めるとともに、取引先のBCP（事業継続計画）策定・見直しに関する情報共有や助言を、可能な範囲で行います。

## 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

## 3. その他（任意記載）

当社は、富士山麓において観光振興と心身の回復（ウェルネス）と災害時のしなやかな復元力（レジリエンス）をあわせ持つ宿泊拠点の整備を進め、平常時は通年の観光・インバウンド需要に

対応しつつ、非常時には可能な範囲で地域住民や旅行者の一時的な受入れを行うことで、地域経済と地域防災の両面での貢献を目指します。また、清掃・管理スタッフの勤務時間を主に10~15時とするなど、子育て世代やシニア層が無理なく働ける就労環境づくりにも取り組みます。

(取引適正化に向けた当社の具体的取組)

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、取引先と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、取引先の適正な利益を含み、取引先における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### ②手形などの支払条件

取引代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を取引先の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

#### ③知的財産・ノウハウ

『知的財産取引に関するガイドライン』に掲げられている『基本的な考え方』や、『契約書ひな形』を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

#### ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、取引先に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、取引先に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

宣言日：2025年11月6日

更新日：2026年1月1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言をします。

マウントフジフォース株式会社

企 業 名

(備考)

代表取締役 岩佐克圭

役職氏名（代表権を有する者）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。